

問 国や地方を取り巻く財政状況は、長期化する経済不況に連動して厳しくなる一方、また、地域主権の流れの中で市町村の事務事業量は増加するが、職員定数は抑制・減らさなければならぬ。この事態を打開する方策として、①職員の資質の向上②住民との協働・コラボレーションの構築③NPOの育成とそこへの役場業務の移管④役場業務の外部発注・委託(アウトソーシング)が不可欠。町の取り組みを問う。

総務部長 各種の研修会や若手職員の研究会の立ち上げ等で資質の向上を図っている。住民との協議は、各種委員会への町民公募など意

問 町民が大きな関心を寄せる庁舎等複合施設建設の進捗と今後の予定は。併せて事業費等は。

総務部長 基本設計は西原町庁舎等複合施設基本構想を踏まえ、平成23年2月末完了を予定。用地は面積で約58%、契約件数で約80%を取得。物件補償は10件あるがすべて契約を完了しております。基本設計完了後、実施設計入ります。建設工事は平成23年後半頃に着手し、平成25年度内の完成を目指します。総事業費は約36億4,500万円。国庫金8億8,300万円。地方債18億3,000万円。庁舎建設基金6億2,700万円。一般財源3億3,200万円



まち研フォーラム

問 町民が大きな関心を寄せる庁舎等複合施設建設の進捗と今後の予定は。併せて事業費等は。

総務部長 基本設計は西原町庁舎等複合施設基本構想を踏まえ、平成23年2月末完了を予定。用地は面積で約58%、契約件数で約80%を取得。物件補償は10件あるがすべて契約を完了しております。基本設計完了後、実施設計入ります。建設工事は平成23年後半頃に着手し、平成25年度内の完成を目指します。総事業費は約36億4,500万円。国庫金8億8,300万円。地方債18億3,000万円。庁舎建設基金6億2,700万円。一般財源3億3,200万円

問 滞納額の不納欠損処理についてどう考える。

教育部長 10年も20年も不良債権を抱えることは問題であると考えております。十分調査研究し不納欠損処理はやらぬといけないうらうと思っております。その場合の責任の所在は町長にあります。

問 平成24年度からの新学習指導要領は中学校で武道とダンスが必修となるとされている。それに向けた取り組みは。

指導主事 中学校においては平成23年度から新学習指



給食調理の様子

◇行財政改革の徹底で町民の暮らしを守る自治体へ



与那嶺 義雄 議員

問 私の6年間の役場職員としての経験からも、課内や各課の間に業務の偏りはある。現在の係制から班制(グループ)に移行することにより、事務事業の平準化がなされ、職員間のチームワークが強化され、職員のやる気も違ってくる。町長就任時にも提案したが。

総務部長 班制の一番の課題は責任の所在、これが実施できない原因かと思う。検討したい。

問 一人が行政と対等な立場で意見も言い、参加もする。協働の仕組みが大事。他の先行自治体のように、総合計画の策定に何十名・何百名の参加と議論のスタイルが協働であって、委員会に町民公募を2人入れたら協働だとか、それは協働でも何でも無い。役場の仕事をどうしたら移管できるのか、その受け皿づくりを行政が目的意識を持って、計画的にNPOを育成することが重要。

総務部長 行政主導のNPOの立ち上げは2団体ほどある。

◇庁舎等施設の建設
◇滞納給食費の状況
◇欠損処理の責任は
◇新学習指導要領



有田 力 議員

問 滞納学校給食費は早期の徴収が必要と考える。平成22年10月末における滞納給食費の総額と今後の徴収策は。

教育部長 平成21年度迄の滞納繰越額と平成22年度分の10月末における未納額の合計で1億709万6,346円となっております。今後の徴収策は滞納者・未納者へ督促状の送付、徴収嘱託員2名による週3回の個別訪問等をしっかりとやっていきたい。

問 滞納額の不納欠損処理についてどう考える。

教育部長 10年も20年も不良債権を抱えることは問題であると考えております。十分調査研究し不納欠損処理はやらぬといけないうらうと思っております。その場合の責任の所在は町長にあります。

問 平成24年度からの新学習指導要領は中学校で武道とダンスが必修となるとされている。それに向けた取り組みは。

指導主事 中学校においては平成23年度から新学習指

◇町政運営
◇基地問題
◇住環境整備
◇T P P問題



呉屋 悟 議員

問 これまでの2年間の上町政の実績は。

町長 適切な管理執行計画の下、多くの課題についてスピード感を持って取り組んでいる。図書館前の旧日本軍の大砲移設、敬老祝金の改善、中学卒業までの入院費無料化、後期高齢者医療ドック、認可保育園を一園増、草木堆肥化事業、雇用サポートセンターの設立、西原町まちづくり研究会の再発足、部長制導入による執行体制の強化、無駄遣い排除の取組みで約27億円の成果など。継続事業として耕作放棄地解消対策や工業専用地域内の道路排水整備事業、内閣御殿の国指定文化財、庁舎等複合施設建設

問 山積する課題について取り組む上町政を高く評価する。段階的に通院費についても、無料化を検討できないか。

町長 子育て支援は多くの分野があり、医療費の無料化に限らないが、今後の課題として。

問 「普天間基地の早期閉鎖返還」、「県内への新基地建設反対」が県民総意である。「基地と振興策はリンクしない」と政府関係者も言っている。しかし、現実にはあからさまなアメとムチの政策でそうならない。「基地のない市町村連絡協議会」は、基地は沖縄県全体の問題と言っても、結局は交付金あるいは高率補助が得たいがための基地反対との誤ったメッセージを政府に送ることにならないか。

町長 沖縄県民である以上、基地問題をいかに県外に移設するかが最大の眼目。基地から派生する事件・事故等共通する課題について取り組む。西原町には基地問題の連絡協議会がない。

問 基地被害を訴えると言っても、本町は騒音被害の測定を行うなど、実態把握をしているのか。

町長 今後、中城村とも協議しながら対応を考えたい。次年度予算案が編成される時期、町民から要望の最も多い交通安全対策費の予算拡充を再度求めたい。

建設部長 防犯灯設置については、各自治会の要望も多く優先順位の高い項目。最優先で検討したい。

問 T P P交渉は、サトウキビをはじめ本県農業への壊滅的打撃が懸念されている。行政としての取り組みは。

建設部長 県、関係機関等と参加反対運動を進めたい。



防犯灯

問 農業委員会は現状復元の指導勧告について説明を求め。

農業委員会事務局長 再三にわたって企業やそれからNPO法人等の違反があり電話、文書等の勧告、指導を

問 農業委員会は隣近所で違反を指導勧告を行う一方、行政(町長)は工場建設を誘致する、土地利用農地行政の見解を問う。

町長 本町の農業は基幹作物サトウキビから都市近郊型農業では付加価値の高い農業へ移行が求められており、今回の西原地区の問題は宅地的利用、周辺の工業地帯としての機能を有していることから、農地として存在について検討時期になっていると考えております。

問 ゴミ焼却炉、溶融炉の建設について10月13日

問 同地区に食品工場の移転計画がされておりますがその面積と経過について説明を求め。

建設部長 西地区区画整理事業に伴う用途制限等により移転によるもので、1'600坪の面積を確保するため、同地区への移転になりました。

問 優良農地準工業用地へ



西原地区

問 個人的には聞いております。

総務部長 個人的には聞いておりますが、そのような建設申請はありません。

問 ゴミ焼却炉特定事業所は県の許認可になるが本町の係りについて何う。

総務部長 仮定の話ですのでお答えはできませんが産業廃棄物処理法に基づき、県知事の認可が必要であり、指導要綱に基づく手続き、市町村長の意見、地域の利害関係の意見等の手続きが必要となります。

問 普天間基地の早期閉鎖返還、「県内への新基地建設反対」が県民総意である。「基地と振興策はリンクしない」と政府関係者も言っている。しかし、現実にはあからさまなアメとムチの政策でそうならない。「基地のない市町村連絡協議会」は、基地は沖縄県全体の問題と言っても、結局は交付金あるいは高率補助が得たいがための基地反対との誤ったメッセージを政府に送ることにならないか。

町長 沖縄県民である以上、基地問題をいかに県外に移設するかが最大の眼目。基地から派生する事件・事故等共通する課題について取り組む。西原町には基地問題の連絡協議会がない。

問 基地被害を訴えると言っても、本町は騒音被害の測定を行うなど、実態把握をしているのか。

町長 今後、中城村とも協議しながら対応を考えたい。次年度予算案が編成される時期、町民から要望の最も多い交通安全対策費の予算拡充を再度求めたい。

建設部長 防犯灯設置については、各自治会の要望も多く優先順位の高い項目。最優先で検討したい。

問 T P P交渉は、サトウキビをはじめ本県農業への壊滅的打撃が懸念されている。行政としての取り組みは。

建設部長 県、関係機関等と参加反対運動を進めたい。

問 一人が行政と対等な立場で意見も言い、参加もする。協働の仕組みが大事。他の先行自治体のように、総合計画の策定に何十名・何百名の参加と議論のスタイルが協働であって、委員会に町民公募を2人入れたら協働だとか、それは協働でも何でも無い。役場の仕事をどうしたら移管できるのか、その受け皿づくりを行政が目的意識を持って、計画的にNPOを育成することが重要。

総務部長 行政主導のNPOの立ち上げは2団体ほどある。

◇西原農振農用地
◇準工業用地へ転換
◇小那覇地区にゴミ焼却炉建設の動き



大城 好弘 議員

問 西原地区農業施設の違法修理工場について小波津川改修に伴う車修理工場の移転補償は、県、本町(当局)のいづれか。

建設部長 県が補償を行っており、当初は八重瀬町に移転は計画されており、移転補償と農地法違反とは別なものであります。

問 農業委員会に現状復元の指導勧告について説明を求め。

農業委員会事務局長 再三にわたって企業やそれからNPO法人等の違反があり電話、文書等の勧告、指導を

問 農業委員会は隣近所で違反を指導勧告を行う一方、行政(町長)は工場建設を誘致する、土地利用農地行政の見解を問う。

町長 本町の農業は基幹作物サトウキビから都市近郊型農業では付加価値の高い農業へ移行が求められており、今回の西原地区の問題は宅地的利用、周辺の工業地帯としての機能を有していることから、農地として存在について検討時期になっていると考えております。

問 ゴミ焼却炉、溶融炉の建設について10月13日

問 同地区に食品工場の移転計画がされておりますがその面積と経過について説明を求め。

建設部長 西地区区画整理事業に伴う用途制限等により移転によるもので、1'600坪の面積を確保するため、同地区への移転になりました。

問 優良農地準工業用地へ

町長 個人的には聞いております。

総務部長 個人的には聞いておりますが、そのような建設申請はありません。

問 ゴミ焼却炉特定事業所は県の許認可になるが本町の係りについて何う。

総務部長 仮定の話ですのでお答えはできませんが産業廃棄物処理法に基づき、県知事の認可が必要であり、指導要綱に基づく手続き、市町村長の意見、地域の利害関係の意見等の手続きが必要となります。